

## サイバーパトロールモニターとしてお守りいただく事項

- 1 委嘱期間  
委嘱期間は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 報償  
無償とする。
- 3 サイバーパトロールモニター（以下「モニター」）の仕事  
モニターの任務は、違法情報及び有害情報の発見並びに通報とする。  
通報は、原則として電子メールで行うものとする。ただし、通報内容が緊急を要する場合等迅速な対応が必要な場合には、電話等で行うものとする。
- 4 遵守事項  
次の事項を遵守するものとする。
  - (1) 委嘱期間中及び解嘱後においても、任務中に知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。
  - (2) 個人のプライバシーに関わる情報の取扱いについては慎重を期し、その秘匿に十分配慮すること。
- 5 解嘱  
次に掲げる事由のいずれかに該当した場合、解嘱となる。
  - (1) 4の規定に違反したとき。
  - (2) 応募資格  
「三重県内に居住する20歳以上（平成22年4月1日現在）の方で、日常的にパソコン又は携帯電話でインターネットを利用し、インターネット上に氾濫する違法・有害情報の排除に向けた意識が高くモニターとしての熱意を有する方。」  
に規定する要件に該当しなくなったとき。
  - (3) モニターとしてふさわしくない非行があったとき。
- 6 その他
  - (1) サイバーパトロール実施要領、通報要領等の研修会に参加できること。  
(年2回三重県警察本部にて開催予定)
  - (2) 県警と積極的に情報交換を行い緊密な連携の保持に努めることができること。

以上